

政府機関におけるデジタル改革に必要なIT・セキュリティ知識を有する人材の確保・育成総合強化方針【概要】

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）等を踏まえ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の推進に向け、政府機関におけるデジタル改革に必要な人材を確保・育成するため、「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（平成28年3月29日CISO等連絡会議/CIO連絡会議決定）を標記の名称に変更の上、改定を行う。

本強化方針については、政府機関全体におけるデジタル改革の進捗状況等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

1. 政府デジタル人材の確保・育成

各府省庁において、IT・セキュリティに関する一定の専門性と、所掌事務に関する十分な知識・経験を有し、政策の企画立案部局や事業実施部局等におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）や、ITガバナンス、情報システムの開発・運用、サイバーセキュリティ対策、業務改革（BPR※）、データの利活用等に中核となって取り組む人材を「政府デジタル人材」として確保・育成する必要。

※Business Process Reengineeringの略称 業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースにて組織の体制や制度を見直し、再構築すること。

(1) 体制の整備・人材の拡充

- ◆ 各府省庁の統括部局・一定のシステム所管部局／あらゆる部局でDX、BPR、データ利活用等を進めるための体制の整備及び人材の拡充

(2) 有為な人材の確保

- ◆ 令和3年度からデジタル庁を中心に各府省庁において総合職試験（工学区分）、一般職試験（電気・電子・情報区分）等合格者を積極的に採用
- ◆ 令和4年度以降の国家公務員試験総合職試験にデジタル区分を新設、一般職試験の「電気・電子・情報区分」を「デジタル・電気・電子区分」に見直し。デジタル庁を中心に各府省庁において合格者を積極的に採用。

(3) 一定の専門性を有する人材の育成

- ◆ 「政府デジタル人材育成支援プログラム」の策定（研修受講、デジタル庁、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等への出向）
- ◆ デジタル庁を中心として、各府省庁、地方公共団体、民間企業、独立行政法人などの行き来を通じて人材育成が行われる環境の整備

(4) 研修の充実・強化

- ◆ デジタル化の進展等を踏まえた研修の体系、内容、手法、対象等の継続の見直し ◆ スキル認定の実施

(5) 適切な処遇の確保

- ◆ 手当等の活用による一定の給与上の評価 ◆ 高位ポストまで見据えた人事ルート例（イメージ）の設定

2. 高度デジタル人材（外部から登用する高度な専門人材）の確保・協働

- デジタル庁、NISCにおいて高度専門人材を採用し各府省庁に対する支援・助言を実施
- 兼業・副業も可能な非常勤職員での採用、外部の高度専門人材を活用する場合の在り方について検討

3. 幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上

- 幹部職員を含む一般職員が、継続的にIT・セキュリティ等の知識を更新・補充するための環境整備・支援 ○ 管理職を対象とした研修の強化

4. 政府機関における体制の確保

- サイバーセキュリティ・情報化審議官等の司令塔機能の下、「政府デジタル人材確保・育成計画」を着実に実施